

金融機能強化審査会説明資料

平成21年3月11日(水)

金融庁

経営強化計画に盛り込むべき事項と審査の基準及び留意点

経営強化計画に盛り込むべき事項	審査の基準及び留意点
1. 経営強化計画の実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3年を超えないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る（法律） ○ 計画の始期は、経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（4月1日、10月1日）とする（内閣府令別紙様式）
2. 経営改善の目標及び目標を達成するための方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「<u>コア業務純益</u>」が増加し、または、「<u>コア業務純益ROA</u>」が上昇し、かつ、「<u>業務粗利益経費率</u>」が低下すること（内閣府令） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 経営強化計画の終期において達成すべき目標が、「<u>コア業務純益</u>」または「<u>コア業務純益ROA</u>」については同計画の始期の水準を上回る水準であること、「<u>業務粗利益経費率</u>」については同計画の始期の水準を下回る水準であること（内閣府令別紙様式） ○ 地域密着型金融に関する取組み等による収益性の確保及び業務の効率化が実行されていること、または、実行されることが確実に見込まれること。当該目標を達成するための方策が合理的であり、説明力が十分であること（監督指針）
3. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営強化計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれること（法律） ○ ①業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策、②リスク管理（不良債権の適切な管理を含む）の体制の強化のための方策、③法令遵守の体制の強化のための方策、④経営に対する評価の客観性の確保のための方策、⑤情報開示の充実のための方策について具体的に記載されていること（内閣府令）
4. 中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 計画に盛り込まれた方策の実施により、中小規模の事業者に対する金融の円滑化が見込まれることその他当該方策が地域における経済の活性化のために適切なものであること（法律） ○ 報告基準日（9月末、3月末）における「<u>中小規模事業者等向け貸出比率</u>」及び「<u>経営改善支援先割合</u>」の水準が、<u>計画の始期の水準と同等、または、それを上回ることが確実に見込まれること</u>（監督指針） ○ 報告基準日における「<u>中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み</u>」が合理的な水準であること（監督指針）
5. 株式等の引受け等を求める額及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当該金融機関等の自己資本の充実の状況に照らし、経営強化計画の実施のために必要な範囲であること（法律） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ <u>金融市場の急激な変動が生じた場合でも、銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準であること</u>（監督指針） ○ 株式等を処分し、または償還もしくは返済を受けることが困難であると認められる場合でないこと（法律） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 株式等の内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合でないこと（政令） ⇒ <u>株式の処分等、償還または返済に対応することができる財源を概ね15年以内に確保できる見込みがあること</u>（政令）
6. 剰余金の処分の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 配当に対する方針、役員に対する報酬及び賞与についての方針が記載されていること（内閣府令別紙様式） <ul style="list-style-type: none"> ⇒ 減資等により繰越欠損金の処理がなされている等、公的資金の配当の確保に向けた準備が整っていること（監督指針）
7. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営管理に係る体制及び各種のリスク管理の状況並びにこれらの今後の方針について具体的に記載されていること（内閣府令別紙様式）

※ 審査基準としては、以上のほかに、破綻金融機関又は債務超過でないこと、金融機関により適切に資産の査定がされていること（法律）

地域銀行3行の概要

本店所在地
頭 取

(単位:億円、%)

店舗数/職員数 (正行員)
預金(未残) (地域銀行109行中順位)
貸出金(未残) (同 上)
自己資本比率
純資産額

(単位:億円、%)

業務粗利益
資金利益
役務取引等利益
債券関係損益
うち、債券償却(▲)
経費(▲)
コア業務純益
不良債権処理費用(▲)
株式等関係損益
うち、株式等償却(▲)
当期純利益
不良債権比率

北洋銀行

札幌市
横内 龍三

20年9月末
233店 / 3,865 名
63,150 (7位)
48,261 (6位)
8.96
2,461

21年3月期見通し	前年同期比
▲ 1,023	▲ 2,202
991	▲ 171
155	▲ 18
▲ 2,167	▲ 2,123
▲ 1,859	▲ 1,859
▲ 790	▲ 45
354	▲ 125
▲ 379	▲ 300
▲ 363	▲ 367
▲ 380	▲ 356
▲ 2,043	▲ 2,326
3.69	

福邦銀行

福井市
三田村 俊文

20年9月末
46店 / 573 名
4,334 (102位)
3,389 (102位)
6.42
126

21年3月期見通し	前年同期比
76	▲ 6
76	▲ 6
2	▲ 0
▲ 2	▲ 1
▲ 1	▲ 1
▲ 65	0
13	▲ 5
2	68
▲ 13	1
▲ 10	▲ 0
▲ 22	43
5.37	

南日本銀行

鹿児島市
森 俊英

20年9月末
63店 / 813 名
6,098 (93位)
4,860 (93位)
7.07
233

21年3月期見通し	前年同期比
42	▲ 107
133	▲ 5
2	▲ 0
▲ 94	▲ 101
▲ 95	▲ 95
▲ 107	1
28	▲ 4
▲ 23	▲ 9
▲ 113	▲ 112
▲ 108	▲ 92
▲ 186	▲ 193
4.82	

資本参加額と自己資本比率

	北洋銀行	福邦銀行	南日本銀行
資本参加額 の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 21年3月期決算において、積極的に有価証券の減損処理を実施。 ・ 金融市場の急激な変動が生じた場合でも、銀行の財務基盤の安定を確保し、適切かつ積極的な金融仲介機能が発揮できるようにするなど、当該銀行が主として業務を行っている地域で金融機能を発揮するために十分な自己資本の水準とする。 		
資本参加額	1,000億円	60億円	150億円
返済財源の確保	10年以内	15年以内	15年以内

【自己資本比率の見込み（単位：％）】

21年3月期 資本参加前

	北洋銀行		福邦銀行		南日本銀行	
	弾力化措置前	弾力化措置後	弾力化措置前	弾力化措置後	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率						
Tier1 比率						

国の資本参加

21年3月期 資本参加後

	北洋銀行		福邦銀行		南日本銀行	
	弾力化措置前	弾力化措置後	弾力化措置前	弾力化措置後	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率		9.03		9.16		8.42
Tier1 比率		5.86		8.17		6.58

経営強化計画の実行

23年3月期（経営強化計画の終期）

	北洋銀行		福邦銀行		南日本銀行	
	弾力化措置前	弾力化措置後	弾力化措置前	弾力化措置後	弾力化措置前	弾力化措置後
自己資本比率		9.09		9.91		8.32
Tier1 比率		5.96		8.92		6.55

（注）25年3月期に上昇に転ずる（8.36％）

転換型優先株式の商品性

● 基本的考え方

- ① 金融仲介機能を平時に復するという政策目的を達成すべく、平時における条件と同様とする。
- ② 経営強化計画において財務内容の改善が見込まれるのであれば、それも織り込む。

		北 洋	福 邦	南 日 本
優先配当金		日本円 TIBOR(12ヶ月物) + 1.0 %	当初3年間(～平成24年3月31日): 1.9 % (固定) 4年目以降(平成24年4月1日～): 日本円 TIBOR(12ヶ月物) + 1.1 %	日本円 TIBOR(12ヶ月物) + 1.05 %
上限		8 %		
議決権		無し (但し、配当金が約定通り支払われない場合は、議決権復活)		
転換権	転換可能期間	発行後 3年9ヶ月 ～ (平成25年1月1日～)	発行後 2年6ヶ月 ～ (平成23年10月1日～)	発行後 3年6ヶ月 ～ (平成24年10月1日～)
	転換価額修正頻度	毎月1回 (月次修正)		
	下限転換価額	50 % (発行決議時点の普通株式時価に対して)	55 % (20/9期の1株当たり純資産額418円に対して)	50 % (発行決議時点の普通株式時価に対して)
一斉転換日		発行後 15年経過後 (平成36年4月1日)		
コール条項	コール可能期間	発行後 10年経過後 ～ 一斉転換日 (平成31年4月1日～平成36年3月1日) 「含み損」の場合のみ、コール行使可能		
	取得価額	払込金額(簿価) + 経過配当金相当額		

※ 足許の日本円 TIBOR(12ヶ月物)は0.8%程度

経営強化計画の概要

1. 経営改善の目標

(1) 収益性の目標（コア業務純益、又は、コア業務純益ROA（注1））

（単位：億円、％）

		21年3月期 上期 (20年9月実績)	計画始期の水準 ①(注2)	21年3月期 通期見通し (21年3月)	22年3月期(計画)		23年3月期(計画)		改善幅 ②-①
					上期 (21年9月)	通期 (22年3月)	上期 (22年9月)	通期(終期) (23年3月) ②	
北 洋	コア業務純益	235	351	354	185	370	186	375	24
	コア業務純益ROA	0.65	0.49	0.50	0.52	0.52	0.52	0.52	0.03
福 邦	コア業務純益	6	12	13	6	14	8	18	6
	コア業務純益ROA	0.29	0.26	0.30	0.30	0.32	0.39	0.40	0.14
南日本	コア業務純益	15	29	28	17	37	21	44	14
	コア業務純益ROA	0.47	0.44	0.44	0.55	0.57	0.66	0.68	0.24

(2) 効率性の目標（業務粗利益経費率（注3））

（単位：億円、％）

		21年3月期 上期 (20年9月実績)	計画始期の水準 ①(注2)	21年3月期 通期見通し (21年3月)	22年3月期(計画)		23年3月期(計画)		改善幅 ②-①
					上期 (21年9月)	通期 (22年3月)	上期 (22年9月)	通期(終期) (23年3月) ②	
北 洋	業務粗利益経費率	74.39	74.39	—	52.57	52.03	52.19	51.49	▲ 22.90
	経費（除く機械化関連）	315	630	627	305	597	307	600	▲ 30
	業務粗利益	424	848	▲ 804	580	1,147	589	1,165	317
福 邦	業務粗利益経費率	77.96	77.87	72.98	68.73	67.88	65.38	64.80	▲ 13.07
	経費（除く機械化関連）	28	55	55	27	55	27	55	▲ 0
	業務粗利益	36	71	76	40	81	42	85	14
南日本	業務粗利益経費率	174.79	274.22	221.13	63.77	62.85	59.57	58.97	▲ 215.25
	経費（除く機械化関連）	47	92	93	44	89	44	87	▲ 4
	業務粗利益	27	33	42	70	141	73	148	114

（注1）コア業務純益ROA＝コア業務純益÷総資産（平残）

（注2）計画始期の水準については、20年度下期の金融市場の大きな変動により、収益環境が一段と厳しい状況にあることを勘案し、20年12月期決算まで織り込み設定。

（注3）業務粗利益経費率＝（経費－機械化関連費用）÷業務粗利益

II. 中小規模の事業者等に対する信用供与の円滑化

(1) 中小企業向け貸出の残高及び比率

(単位：億円、%、ポイント)

		20年9月末 始期 ①	21年3月末	21年9月末	22年3月末	22年9月末	23年3月末 終期 ②	増加・上昇幅 ②-①
北 洋	残 高	17,427	17,657	17,828	18,024	18,128	18,240	813
	比 率	24.25	24.55	24.74	24.84	24.95	25.03	0.78
福 邦	残 高	1,639	1,640	1,653	1,660	1,674	1,681	41
	比 率	36.05	36.40	36.43	36.92	37.39	37.78	1.73
南日本	残 高	2,435	2,501	2,536	2,578	2,613	2,649	214
	比 率	37.45	38.85	38.68	39.51	39.79	40.04	2.59

(注) 中小企業向け貸出比率＝中小企業向け貸出残高÷総資産

(2) 経営改善支援先割合

(単位：件、%、ポイント)

		20年9月末 始期 ①	21年3月末	21年9月末	22年3月末	22年9月末	23年3月末 終期 ②	増加・上昇幅 ②-①
北 洋	割 合	2.76	2.80	2.87	2.99	3.13	3.32	0.56
	先 数	925	920	936	969	1,007	1,063	138
福 邦	割 合	2.71	3.21	3.36	3.58	3.75	3.94	1.23
	先 数	129	149	157	168	177	188	59
南日本	割 合	1.04	1.04	1.05	1.11	1.10	1.15	0.11
	先 数	88	88	90	95	95	100	12

(注) 経営改善支援先割合＝経営改善支援先数÷取引先総数

経営の改善の目標を達成するための方策 — 経営戦略・経営方針

北 洋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 財務・収益体質の改善が喫緊の課題と認識し、以下の施策に取り組む（20年5月策定の「中期経営計画」を見直す）。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併（20年10月）により創出された経営資源（人材・人員）を最大限活用して、拡大した店舗チャネルにより幅広い金融商品・ノウハウを提供。利用者とのリレーションをこれまで以上に強化し、金融仲介機能を発揮した中小企業への安定かつ円滑な資金提供に努める。 <ul style="list-style-type: none"> － 「提案型渉外」の実践に向け、合併効果の早期実現（重複店舗網の再編成、本部のスリム化）、業務プロセスの再構築により人員余力を創出し、営業戦略部門人員を強化。 ・ 営業人員の増強等により取引先とのリレーションを一層密にし、経営課題の早期発見と課題克服への支援により信用コストの削減を図る。 ・ 合併効果の早期実現、計画的な新規採用の実施、システム投資・通常経費の見直し、関連会社の再編により、経費削減の徹底を図る。 ・ 「有価証券・リスクテイクポリシー」（20年11月制定）に従い、低リスク資産中心のポートフォリオへの転換を図り、財務基盤の安定を確保（20年度中に保守的な減損処理を実施し有価証券の下落リスクを排除）。
福 邦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定収益が確保できる経営体質の構築を目指し、以下の施策に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 渉外担当者を中心に営業力を強化し中小企業・個人取引の拡充を図るとともに、店舗戦略や業務を抜本的に見直し経営資源の効率的配分を進め、組織力の発揮による収益力の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> － 渉外営業体制を見直し、知識・技能・成果向上を目的とした渉外の業務専担化（法人推進・個人推進・総合渉外）を進める。 － 現在の少人数多店舗体制を抜本的に見直し、地域の旗艦店となる「オフェンス店」、小規模ながら長期の顧客関係が強い「ディフェンス店」、従来型の「バランス店」の、取引層に応じた3タイプの店舗体系に再編成（23年3月までに40か店体制へ）。 ・ 営業力強化につながる機械化関連投資を積極的に実施。それ以外の物件費は徹底的に削減。 ・ 一層のコンプライアンスの強化、リスク管理の高度化、内部統制態勢の堅確化を進めることにより、ガバナンスの強化を図る。
南日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 強固な財務基盤を構築し、以下の施策に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 収益力の強化：収益管理態勢の再構築（収益管理システムの導入）による中小企業・個人事業主の資金ニーズへの迅速かつ的確な対応 地元の基幹産業（食品加工、農業、建売住宅、医療・福祉、建設等）向け融資の強化（産業別アプローチ） 住宅ローン・アパートローン・カードローンの強化、非金利収入の拡大 等 ・ 経営資源の再配置：本部機構改革による営業体制の強化、店舗の再配置（特化型店舗への移行、統廃合等）、店舗エリア制の導入 等 ・ 不良資産の改善と早期オフバランス化：経営改善指導・再生支援を通じたランクアップ、法的措置を含めた回収の強化・バルクセールの活用 ・ ローコスト体制の構築：計画的な採用・出向先の拡大による従業員の削減、物件費の節減

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

北 洋	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業への安定かつ円滑な資金提供や、地元企業の経営改善支援の責任者として、特命担当役員を選任。 ○ 業種別・エリア別に業務推進役を配置し、顧客とのリレーションシップの強化や営業店職員の臨店指導を実施。 ○ 合併により創出された経営資源（人材・人員）を営業戦略部門へ配置し、顧客とのリレーションの充実強化。 ○ 地域密着型金融推進計画を踏襲し、①中小企業に適した資金調達手法の提供、②創業・新事業への支援やビジネスマッチングなど、当行の機能・手法の提供、③経営アドバイスを要する中小企業への支援、④質の高いコミュニケーションの確保、⑤公民連携等による地域経済再生への貢献、の5つの重点推進項目を継続して取り組む。 ○ 融資担当者のスキルアップによる業種特性を踏まえた融資判断の実施、信用格付区分に対応した営業店長与信権限の付与による与信の迅速化のための態勢を整備。 ○ 信用格付制度や自己査定制度の融資判定基準を債務弁済能力重視に改定し、統一感ある審査態勢を構築。
福 邦	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営業店に法人融資に精通した法人役席者等を配置し、中小規模事業者等向け貸出の増加を図る。 本部においては、推進体制の整備、新商品・サービスの提供を実施。特に中小企業融資推進室を新設し、中小規模事業者等向け貸出の戦略策定を行うとともに、進捗状況を経営陣が検証できる体制とする。 ○ 営業推進会議を融資推進会議（委員長：頭取）に改組し、中小規模事業者向け貸出増加や地域経済活性化のための戦略策定機能を持たせる。 ○ 中小規模事業者への全店一斉訪問キャンペーンを断続的に実施（21年度より約6千先）。 ○ 担保・保証に過度に依存しない融資の推進（売掛債権担保貸出の強化、ABL・機械担保貸出への取組み、目利き能力の向上）。
南日本	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行内の信用格付・自己査定制度の判定基準について、企業の債務弁済能力（キャッシュフロー）をより重視した見直しを行い、担保・保証等に過度に依存しない審査体制を確立。 ○ 21年4月に導入する「電子稟議システム」の活用により、融資相談から実行までの時間短縮を図るとともに、融資管理業務の多くを一元化することで顧客の現況・ニーズ等を的確に把握し、きめ細かいタイムリーなサービスを提供。 ○ 渉外担当者への教育・研修体制を充実させ目利き能力を高め、取引先とのリレーション強化に注力することにより、ニーズにあった提案型セールスを進める。 ○ 小口融資等により地域の中小規模事業者との取引を拡大するとともに、信用供与の実施状況をリスク管理委員会で月次モニタリング。

責任ある経営体制の確立に関する事項

・業務執行に対する監査又は監督の体制の強化、経営に対する評価の客観性の確保のための方策

北 洋	<ul style="list-style-type: none">○ 20年10月の札幌銀行との合併時に、取締役12名・監査役4名（うち社外2名）体制に。<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業への安定的かつ円滑な資金供給や地元企業の経営改善支援の責任者として、21年6月までに特命の担当役員を選任。・ 社外監査役による経営の監視機能の充実・強化を図る。○ 経営戦略及び重要な施策等について客観的な評価・助言を受けるため、第三者により構成される「経営諮問委員会（仮称）」の設置について22年度からの実施を軸に検討。また、社外取締役の選任も検討。○ 北洋銀行を経営管理する札幌北洋ホールディングスは、法定員数を上回る社外監査役（3名）を選任し、経営の監視機能を強化。
福 邦	<ul style="list-style-type: none">○ 経営管理（ガバナンス）の一層の向上を図るため、21年6月に社外取締役を1名増員。また、監査役会の強化を図るため、開催頻度の向上を図る（21年度以降、毎月開催）。 （参考）現行は、取締役10名（うち社外1名）・監査役3名（うち社外2名）の体制。○ 経営に対する評価の客観性を確保するため、21年6月に社外の第三者により構成される「経営諮問委員会」を新設。経営戦略や基本方針について客観的な立場で評価・助言を受ける。○ 経営の透明性及び客観性を高めるため、株式上場に向けて準備中。
南日本	<ul style="list-style-type: none">○ 取締役の役割と責任をより明確にするため、21年6月に取締役数（11名）を削減し、迅速な業務執行とそれに伴う成果を求める体制を構築。監査役は、18年6月に4名体制（うち社外3名）の体制としており、今後も現体制を堅持。 取締役、監査役及び各部長で構成する「リスク管理委員会」及び21年4月から正式稼働予定の「ALM委員会」において、経営強化計画の進捗管理を月次で実施し、計画の適切な実行を確保。○ 経営に対する客観的な評価の確保と牽制機能の強化を図るため、社外の有識者（大学教授、弁護士、公認会計士等2～3名）を中心に構成される「経営評価委員会」を21年度上期中に設置。当行の経営戦略及び方針に対する客観的な評価・助言を受ける。

・リスク管理の体制の強化のための方策

北 洋	<p>○ 20年10月に、従来の「リスク管理室」「信用リスク管理室」を統合して「リスク統括部」に格上げし、統合的リスク管理態勢の強化に取り組み中。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>信用リスク管理</u> 13段階で構成する内部的な債務者格付けを実施し、定性・定量の両面でリスク管理。 ・<u>不良債権の適切な管理</u> 破産更生債権については、任意売却等による不動産担保処分の推進、貸出金償却、バルクセールによる回収。 大口不良債権については、RCCや中小企業再生支援協議会と連携した再生計画の策定、プレパッケージ型事業再生など、個別企業の実態に即した手法を検討し、不良債権削減に取り組む。 大口不良債権の発生防止策として、問題の早期発見・早期対応のため、リレーション強化と定期モニタリングを徹底。 ・<u>市場リスク管理</u> 20年10月に、有価証券投資に関するローリスク・ローリターンを基本とする「有価証券運用・リスクテイクポリシー」を制定。 20年9月に新たに設けた「有価証券運用会議」を適時に開催することにより、相場状況や運用資産のリスク内容を把握し、厳格なロスカットルールの運用等迅速に対応。
福 邦	<p>○ リスク量計測の精緻化、リスクコントロールの高度化の方法について検討を行い、統合的リスク管理態勢の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>信用リスク管理</u> 与信リスク分散を図るため、業種別・大口与信グループ別等の与信ポートフォリオ管理を実施。 ・<u>不良債権の適切な管理</u> 特に経営改善が必要と思われる企業（企業支援先）については、審査部企業経営支援室を中心に、「経営改善計画書」に基づき、本部・営業店一体となって企業に対し指導・支援。企業が属する業界や企業に影響を及ぼす外部環境に関する分析や中小企業再生支援協議会等との連携・協調による再生支援に取り組む。 ・<u>市場リスク管理</u> 経営陣が適切に評価及び判断できるよう有価証券部門の市場リスク量については、日次、月次でリスク統括部及び経営陣へ報告する態勢を整備。
南日本	<p>○ 20年10月より、「ALM委員会」（21年3月まで試行的に運用中）において定量分析、「リスク管理委員会」において定性分析を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>信用リスク管理</u> 21年4月より、「ALM委員会」を正式稼働させ、「信用リスク」を対象に含める。また、21年度上期中に信用リスク計量システムの導入を検討。 個社別の与信限度額を合理的に設定し、貸出金ポートフォリオのモニタリング手法を多様化するなど、与信集中リスクの抑制に努める。 ・<u>不良債権の適切な管理</u> 積極的な再生支援活動の取組みを重点項目として掲げ、取引先のランクアップを目標に、中間管理の強化を図りながら経営指導を行う。 実質破綻先、破綻先については、個別案件毎に最終処理のスケジュールを決め、早期回収の強化、債権譲渡の実施・促進を図る。 ・<u>市場リスク管理</u> バック・ミドル部門による牽制体制の強化、リスク限度枠の適切な設定、急激な市場悪化を十分に想定したストレステストの実施に取り組む。 リスクの分散、市場流動性リスクの抑制に努める。